



編集・発行=大阪維新の会大阪府議会議員団
http://osaka-ishin.jp/
〒540-8570
大阪市中央区大手前
2丁目1番22号(大阪府庁内)
TEL (06) 6946-5390
FAX (06) 6946-5391



大阪維新の会 大阪府議会議員

池下卓の府政報告

いけした たく

2月定例府議会 教育常任委員会

私は、府議会教育常任委員会の委員として「教育行政基本条例」「府立学校条例」の制定をはじめ教育改革を大胆に推進すべしとの信念で、大阪の教育に関する諸課題に懸命に取り組んでまいりました。

そして、2月定例府議会(2月23日～3月23日)で開会された教育常任委員会において、3月12日には府教育委員会と、また3月16日には松井知事と教育改革について真剣な議論を交わしました。その概要をご報告いたします。

地元高槻市及び島本町の代表として府議2年目を迎えました。これからも様々な問題に全力で取り組んでまいりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

大阪府議会議員の報酬が引き続き3割削減されることが決まりました。これにより、大阪府議会議員の報酬は47都道府県で最も低い金額です。

大阪教育改革について激論!

国歌斉唱時の教職員不起立問題

池下 職務命令に従わない教職員の再任用(※1)の可否についてであるが、先の委員会で「過去においては現在のような職務命令ではないため、不起立者に対して厳重注意等の措置にとどまり再任用させた例があった。今後、再任用の要綱の中に非違行為があった場合の規定があるので、その規定に則り、再任用の可否を検討する」との答弁があった。職務命令に従わなかった教職員を再任用させることについての知事の見解を問う。

知事 今回の卒業式においては、事前に起立斉唱の職務命令が発せられていたにも関わらず、起たなかった教員がいたことは言語道断。私としては、職務命令に従う意思を表明しない場合には、再任用すべきでないと考えている。

※1 再任用制度 定年退職後、再度任用を職員が希望する場合には能力等を勘案して再任用することができる制度

公立高校の入試定員設定

池下 府立高校の普通科の募集人数は「6～10学級程度」を基本とすることを教育委員会自らがルールを設けている。24年度において5学級としている学校が7校ある。この全ての学校が23年度に大幅に定員割れを起こしている。なぜ、自ら設定したルールを破るのか。

府教委 普通科の募集学級数については「6～10学級程度」を基本とし、これを踏まえて学校ごとに設備や教育課程、生徒実態、指導動向等を勘案し判断。平成24年度の募集学級については、平成23年度選抜の結果を踏まえ、各学校の状況に合わせて柔軟に対応。

池下 定員に関して一定のルール化をしなければ3年連続定員割れをすれば再編整備の対象とされるため、柔軟に定員数を変えると府民に思われかねない。自らが決めたルールは守るべきであり、明確なルール作りが必要だと思うが、いかが。

府教委 募集人数の設定は、非効率な学校運営にならないように留意しつつ、教育環境を維持しながら、各学校の実情に応じて対応すべきであり、一定の柔軟性が必要であると考えている。

一部の現職校長先生の意見

「柔軟性が必要という答弁は学校の再編整備から逃れるための口上。定員割れをしている翌年に募集人数を減らしているということからも理解できる」との意見もある。



中学校から高校進学時の内申書のあり方

池下 地域の差や所得層の差によって、中学校間に学力差が生まれている状態がある。内申書の評価が同じ「4」であっても学校間の差が入試に影響を及ぼすので、内申書の評価方法を現在の相対評価(※2)から絶対評価(※3)にすることが望ましいのではないかと。大阪府以外では内申書の評価方法はどの様になっているのか。

府教委 絶対評価については、学習到達度に応じた評価が可能だが、学校間で学習到達度の基準を揃えるのが難しい。また、他の都道府県の状況は平成23年度選抜において、大阪府を除く他の都道府県で絶対評価を用いている。調査書のより良い評価のあり方について今後とも研究してまいりたい。

要望 高校入試は子どもの人生の一大岐路である。それに大きく影響する内申書の評価が適切に行われることを要望する。

※2 相対評価 関係する人を並べて、相対的に優劣を評価する形式。
※3 絶対評価 ある基準とその人(業績や行動、能力)を比較して評価を行う形式。

質問の全容は、大阪府議会ホームページの **議会インターネット中継** をクリックすれば動画でご覧になれます。

府政に関する相談やお問合せは **大阪維新の会 大阪府議会議員 池下卓事務所**まで
〒569-0077 高槻市野見町3-3 TEL (072) 670-0410
興喜第2ビル 302号 FAX (072) 670-0411
E-mail info@iketaku.jp URL http://iketaku.jp

職員基本条例 教育基本2条例 全国が注目の中 激論の末 **可決!**



今井豊幹 幹事長

大胆な公務員改革 今こそ教育改革

平成24年度当初予算も成立 大阪府議会2月定例会

平成24年2月定例府議会が2月23日に開会し、30日間の会期を経て3月23日に閉会しました。大阪維新の会府議団では、今井豊幹幹事長が代表質問に立つとともに11名の議員が一般質問を行い、知事並びに関係部局長と活発な議論を交わしました。さらに8つの常任委員会において、議員団所属の各議員が府政各分野における諸課題について質疑・質問を展開しました。

本会議、委員会を通じて論戦の焦点となったのは、松井一郎知事が強い信念で取り組んだ財政規律の堅持を優先した平成24年度当初予算案、そして府民だけでなく全国が注目する職員基本条例案及び教育基本2条例案です。熱い論戦の結果、当初予算案は、維新、公明、民主などの賛成多数で、職員基本条例案及び教育基本2条例案は 維新、公明、自民などの賛成多数でいずれも可決・成立しました。

大阪維新の会府議団

府民の熱い期待にこたえ 大胆な公務員改革の推進を 職員基本条例

「職員基本条例案」は、公務員を身分から職業に転換させ、能力と実績に応じた人事、すなわち頑張る職員には適切な評価を行い、そうでない職員には厳しい評価を徹底することで、大阪府の職員が府民のために全力を尽くすことを目的に、昨年の9月定例会に大阪維新の会府議団が議員提案していました。その後、大阪W選挙で府民の支持を受けた後も議論を重ねるなかで、松井新知事が、条例を執行する立場で同趣旨の条例案を提案することになりました。

松井知事は、今井幹事長との代表質問における論議で、条例成立後の運用も維新府議団の考え、つまり府民の熱い思いに沿って執行するとの自身の明確な意思を表明しました。このため、議員提案の「職員基本条例案」を取り下げ、知事提案の「職員基本条例案」が本会議、関係常任委員会でしっかり議論された末に、賛成多数で可決成立しました。今後、この条例に基づき、大阪府の公務員改革が大胆に推進されることとなります。



松井一郎 知事

今こそ教育改革 あるべき大阪の教育を実現し、大阪の子どもに適切な教育を

教育基本2条例

昨年9月定例会に維新府議団が「教育基本条例」として提案していたものですが、松井知事が、府民の声や府教委等との議論を踏まえ、ほぼ同趣旨ながら、教育行政の基本的な方向を定める「教育行政基本条例案」と、学校の設置・運営、教職員の人事等を定めた「府立学校条例案」の2本立ての条例案として府議会に提案し、職員基本条例同様、改めて真剣な論議が展開され、賛成多数で可決成立しました。この条例の大きな特徴を列記すると

- 選挙で選ばれた知事が教育行政に最終責任を持ち、教育委員会がしっかり職務を遂行しているか、知事はその取組みを評価することになる

- 学校選択の幅を広げるため、府立高校の4つの学区は平成26年度から廃止する
- 生徒の定員不足が3年連続発生する府立学校は再編整備の対象とする
- 保護者が学校運営に責任を持って参加できるようになる
- 各校長は原則公募により任命する
- 教員の勤務成績の評価は授業評価も含めて実施し、授業評価には生徒又は保護者による評価も踏まえて行う

このような規定が盛り込まれていますが、いずれも府民の皆様が期待する内容です。

大阪再生に向け今こそ教育改革です。全国が注目するなか、大阪発の教育改革の取り組みが始まります。

府民の力強い支持あつての成立

職員基本条例案も教育基本2条例案も、府議会の内外において、現行の制度や慣例を享受する側からの大きな抵抗に直面しました。

しかしながら、様々な議論の中で、松井知事も大阪維新の会府議団も断固とした信念と決意を貫きました。それは、大阪の公務員部門について、その能力を最大限引き出し真に府民に役立つ有益な組織とするため、また、民意を教育行政に十分反映させ、大阪の教育を活性化し教育レベルのボトムアップをはかるためです。

この大きなそして画期的な条例案が可決成立したのも、この間における府民の皆様のご力強いご支援のお蔭です。改めて感謝申し上げます。

大阪維新の会府議団は、府議会の内外で、連日熱い議論を展開するとともに、日々精力的に研鑽を重ねています。大胆な改革は激論のなかから生まれ実現します。

今後とも所属議員全員が一丸となって、真の大阪大改革にまい進いたします。

大阪にふさわしい 大都市制度の推進に関する条例も可決成立

大阪維新の会がめざす「大阪都構想」をはじめ、大都市大阪のあるべき姿を協議検討するため、大阪府知事と大阪市長、大阪府議会、大阪市議会で構成される協議会の設置や、大都市制度に関する基本計画を策定や国への提言などについて盛り込んだ「大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例案」が可決成立しました。

この条例は、知事・市長だけでなく、議会も大阪にふさわしい大都市制度はどうあるべきかの協議検討に知事・市長と対等で責任ある立場で主体的に参加することを盛り込んだ画期的な条例です。

いよいよ大阪都構想実現に向け本格的な第一歩を踏み出します。

